

議案第293号

大阪市立愛光会館条例の一部を改正する条例案

大阪市立愛光会館条例（昭和38年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「母及び」を「母及び父子家庭の父並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、愛光会館の設置の目的を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市立愛光会館条例（抄）

（設 置）

第1条 本市に母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦のために会館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省 略

（目 的）

第2条 大阪市立愛光会館（以下「会館」という。）は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立を助長し、その福祉を増進するとともに、その扶養する児童の健全な育成に資することを目的とする。